

八代市民体育祭開催要綱

1 開催主旨

市民の誰もが主体的にスポーツに親しみ、継続してスポーツ活動を実践することで、心身の健康づくりを推進し、活力あふれるまちづくりに寄与する。

また、市民の競技スポーツへの関心や取組みの契機となるような普及・啓発活動をおこない、競技主管団体等との連携により、競技人口の拡大、競技力の向上に寄与する。

2 主催、後援及び主管

- (1) 主催 八代市・NPO法人八代市体育協会
- (2) 後援 八代市教育委員会
- (3) 主管 NPO法人八代市体育協会
- (4) 運営 大会の運営方法及び役員等は、各競技団体が作成した実施要項に基づき行うものとする。

3 実施期間

開催期間は5月～9月までとし、開催日等は各競技団体が実施要項により定める。

4 内 容

(1) 実施方法

- ① 市民を対象に開催する。
- ② 市体育協会加盟団体の競技及び障がい者スポーツ競技を開催する。
- ③ 障がい者スポーツ競技の内容については、別の実施要項で定める。
- ④ 競技は、採点競技と公開競技とする。採点競技は、原則校区対抗とし、2校区以上の参加によって実施する。公開競技は、採点競技以外の競技または、体育協会加盟競技団体以外の競技とする。
- ⑤ 参加資格
 - a. 八代市に住民登録及び外国人登録している者であり、登録地の校区で出場すること。申込み後に選手の住所等に異動があった場合は、当初の申込み校区での出場とする。
 - b. 学校教育法第1条に規定する学校の児童、生徒、学生の参加の有無については、各競技主管団体の実施要項において定める。市内の学校に在勤する教員の出場については、勤務する学校校区または居住する校区のいずれか一方から出場するものとする。
 - c. 校区外へ通学する児童、生徒については、申込み時点で居住する校区で出場するものとする。ただし、疑義が生じた場合は、当該校区間での協議・了承のもと生徒・児童の出場校区を決定する。また、定時制高校生は、一般とみなす。
 - d. 1人の選手が複数の競技種目への出場することは可とする。ただし、この場合は、必ず同一校区での出場とする。
 - e. 参加者の年齢制限を行う場合は、4月1日現在の満年齢を基準とする。
 - f. ケガ等については、原則主催者は一切責任を負わない。傷害保険やNPO法人八代市体育協会スポーツ傷害共済等に参加すること。ただし、設備等の破損や不備など主催者側の責任に起因する事故等の場合は、この限りでない。
 - g. 各校区の競技者及びチームへの関心を高めるとともに、各校区の競技力向上の推進と競技力の均衡化を図るために「ふるさと選手」制度を設け、選手は、出身地（小学校卒業時点の居住地）からの出場を可能とする。この場合、各競技主管団体が定める実施要項に基づき、その人数に限り出場させることができる。ただし、住民登録地と出身地からの出場要請が重複した場合は、選手の意思を尊重し、当該校区の協議・了承のうえ出場校区を決定する。
 - h. 本要綱及び、各競技の実施要項に定めた参加資格に違反する競技者又はチームの参加は認めないが、競技主管団体の判断においてオープン参加させることができる。ただし、この場合は、採点の対象としないものとする。
- ⑥ 種別及びチーム編成などの決定は、競技主管団体で決定する。
- ⑦ 採点方法
 - (1) 各競技、種別及び種目の順位決定は、競技主管団体で決定する。
 - (2) 次のa、bの得点を合計したものを総合成績とする。
 - a. 競技得点及び、実施競技
競技得点及び、実施競技は、次のとおりとする。ただし、同順位の場合には、次の順位の点

数を加え、当該チームで等分する。

1、校区対抗の場合

団体競技	区分	競技得点	対象競技
	競技人数 2～4 人	1 位に参加チーム数の点数を与え、以下の順位を 1 点ずつ減じる	登山、弓道、相撲、ボウリング（4 競技）
	競技人数 5～7 人	1 位に参加チーム数の 2 倍の点数を与え、以下の順位を 2 点ずつ減じる	テニス、ハンドボール、サッカー、銃剣道、バスケットボール、卓球、ゲートボール、ソフトテニス、ターゲットバードゴルフ（9 競技）
	競技人数 8 人以上	1 位に参加チーム数の 3 倍の点数を与え、以下の順位を 3 点ずつ減じる	ソフトボール、柔道、ゴルフ、グラウンドゴルフ、軟式野球、バドミントン、バレーボール、剣道（8 競技）

2、個人競技（空手道、水泳、陸上）の場合

個人競技	競技種目数	個人成績	競技得点	対象競技
	競技種目 10 以内	個人得点の総計をもって校区得点とする	校区得点の 1 位に参加チーム数の 2 倍の点数を与え、以下の順位を 1 点ずつ減じる	空手道（1 競技）
	競技種目 11 以上		校区得点の 1 位に参加チーム数の 4 倍の点数を与え、以下の順位を 2 点ずつ減じる	水泳、陸上、（2 競技）

個人得点	対象競技	競技得点	
	空手道	1 位はその種目の参加人員数を得点とし、以下 1 点ずつ減じる	各個人種目ごとの成績（順位）に応じて左の得点を与え、全種目の総計を校区得点とする
	陸上	1 位＝7 点 2 位＝5 点 3 位＝4 点 4 位＝3 点	
	水泳	5 位＝2 点 6 位以下＝1 点	

b. 参加得点

- ①各競技に参加（競技を実施した場合）したチームには、10 点を与える。ただし、天候、その他の事情により競技が中止となった場合または不参加の場合は、主催者と各競技主管団体の協議により決定する。
- ②総合開会式の参加人員が 9 人以下のチームには 1 点、10 人以上のチームには 10 点を特別参加点として与える。

⑧ 実施内容

各競技主管団体実施要項による。

(2) 表彰

- ①表彰は、競技別表彰と総合表彰及び躍進賞とする。
- ②競技別表彰は、各競技において表彰し、それぞれ 3 位まで表彰状を授与することができる。
- ③総合表彰は、男女総合 3 位まで、男子総合 3 位まで、女子総合 3 位までとし、各優勝校区には優勝旗を授与する。
- ④躍進賞は、前年度の校区別の総合得点に対する増加率により決定し、増加率の最も大なる校区を

表彰する。

(3) 参加申込

- 1 競技主管団体所定の申込書で、必ず校区体育協会長を経由して、各競技主管団体まで提出すること。
- 2 申し込み締切り後の申し込みは受け付けない。

6 開・閉会式について

- 1 総合開会式の日時等については、主催者において別途定める。
- 2 競技ごとに開・閉会式を行う。

7 悪天候時の開催可否について

屋外競技において、大会当日悪天候の場合の開催可否については、開始式時刻の1時間前までに、競技団体と事務局との協議で決定する。

8 その他

- 1 当大会中における選手の出場は、本人もしくは保護者の責任において参加すること。
- 2 本要綱に定めるもののほか、必要な事項については、主催者もしくは各競技主管団体において定める。

(附則)

平成18年4月1日施行
令和2年4月1日一部改定

平成29年3月28日一部改定
令和3年1月15日一部改定

平成31年3月8日一部改定